

岩倉市五条川桜並木開花状況ライブ配信用カメラの管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五条川桜並木の開花状況をライブ配信するために設置するカメラ（以下「配信用カメラ」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 配信用カメラは、市民及び岩倉桜まつり等で岩倉市を訪れようとする者が、五条川桜並木の開花状況を手軽に確認できるようにすることを目的に設置するものとする。

(設置場所)

第3条 配信用カメラは、夢さくら公園の休養施設に設置するものとする。なお、撮影範囲内その他の見やすい場所に、配信用カメラを設置している旨の表示をするものとする。

(撮影範囲)

第4条 配信用カメラで撮影することができる範囲は、夢さくら公園の休養施設の西側に位置する五条川桜並木のうち、開花状況をライブ配信する上で必要な範囲とする。

(管理責任者等)

第5条 配信用カメラにより撮影された画像を適切に管理するため、配信用カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、商工農政課長をもって充てる。

3 管理責任者は、配信用カメラの適正な管理及び運用のために必要な措置を講ずるとともに、配信用カメラを取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を指導監督しなければならない。

(取扱者)

第6条 取扱者は、五条川桜並木の開花状況をライブ配信するために必要な業務を行う者として管理責任者が指名した者とする。

2 取扱者は、配信用カメラを必要以外の方向に向け、又は第4条の撮影範囲以外の撮影をしてはならない。

3 取扱者は、配信用カメラの取扱いに当たって、個人の容貌、私生活に関する情報等がみだりに撮影されないよう、十分に配慮しなければならない。

ない。

(運用)

第7条 配信用カメラは、3月上旬から4月下旬までの開花時期に合わせて撮影を行うものとする。

2 配信用カメラで撮影された画像は、録画等の記録を行わない。ただし、業務に必要最小限の範囲で行う静止画像の記録については、この限りでない。

(画像の配信)

第8条 配信用カメラで撮影した画像は、インターネットを利用して配信するものとする。この場合において、取扱者は、配信する画像により個人が特定されないよう、特に配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 職員又は職員であった者は、配信用カメラで撮影された画像から知り得た個人の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(苦情処理)

第10条 管理責任者及び取扱者は、配信用カメラでの撮影及びその画像の管理に関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 前項の苦情は、管理責任者及び取扱者において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。